

平成20年4月30日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成20年2月27日から平成20年3月27日までの間、国民の皆様から広く意見を募集しました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 背景

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第1項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「方針」という。）別表第1「411」に「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例の適用措置」が盛り込まれており、構造改革特別地域（以下「特区」という。）内の一定の要件を満たす劇場等については、避難口誘導灯及び誘導標識について、それらの設置及び維持に係る消防法施行令（昭和36年政令第37号）第26条の規定を適用しないことができることとなっているところ、これまでの特区内の劇場等における当該特例措置の運営実績及びそれに伴う知見の蓄積を踏まえて検討した結果、防火安全上の支障がないことが認められたため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第28条の2を改正することによって、当該特例措置の全国展開を図ることとするものです。

2 概要

本改正の概要については、別紙2を御参照ください。

3 省令の施行等

意見募集の結果を踏まえ、「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第55号）」が平成20年4月30日に公布され、同日から施行されました。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課
（担当：森川補佐、宮路事務官）
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

提出された御意見及び御意見に対する消防庁の考え方

1. 提出された御意見の概要

平成20年2月27日から3月27日にかけて消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見の募集を実施したところです。

その結果、意見の募集期間において、当該省令（案）に対する意見が下記のとおり寄せられました。

<提出された御意見の概要>

- (1) 今回の規則改正により、消防法施行令（以下「令」という。）第26条第1項ただし書が適用され、同項本文の誘導灯及び誘導標識の設置に係る規定が適用されない防火対象物の部分として認められる要件として、①当該部分が令別表第一（一）項に掲げる防火対象物の避難階（床面積が500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。）であること、②客席避難口を2以上有すること、③客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が避難口誘導灯にあっては20メートル以下、誘導標識にあっては30メートル以下であること、④すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置が設けられていること、というように、主として客席に着目したものが掲げられているところ、当該要件を満たした場合には、避難階全体について誘導灯及び誘導標識の設置の義務が免除されるとすると、舞台部や楽屋、事務所部分等、客席以外の部分についても設置を要しないこととなってしまうが、それでは、それらの部分についての安全性が確保されないのではないか。
- (2) 今回の案では、客席避難口を出た後、建物の最終避難口、即ち、屋内から直接地上へ通ずる出入口に至るまでのことについて規定されておらず、安全性の確保について問題があるのではないか。

2. 提出された御意見に対する考え方

- (1) 誘導灯及び誘導標識は、防火対象物の内部において有効に避難できる場所を表示し、又は当該場所に安全かつ迅速に誘導することを目的として設置するものであるところ、令別表第一（一）項の防火対象物のうち、舞台部や楽屋、事務所部分等については、当該防火対象物の構造に不案内であり、誘導を必要とする一般の観客等が利用するものではないこと、及び特区での実績により、比較的小規模な令別表第一（一）項の防火対象物の避難階（床面積500㎡以下）については、防火安全上の支障がないことが確認されたことにより、上記要件を満たした避難階については、当該避難階全体について令第26条第1項本文の誘導灯及び誘導標識の設置に係る規定を適用しないこととするものです。
- (2) 特区での実績により、比較的小規模な令別表第一（一）の防火対象物の避難階については、客席避難口について一定の要件が満たされた場合には、避難階全体における安全性が確保されることが確認されたため、原案のままとします。

以上のパブリック・コメント手続の実施結果等を踏まえ、当該手続に従い、公表した内容のとおり「消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年総務省令第 55 号)」が平成 20 年 4 月 30 日に官報に掲載され、公布されました。

3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課（担当：宮路）

電話 03-5253-7523（直通）

消防法施行規則の一部を改正する省令について

平成 20 年 4 月
消 防 庁 予 防 課

1 改正理由

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第1項に基づき閣議決定された構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「方針」という。）別表第1「411」に「劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例の適用措置」が盛り込まれており、構造改革特別地域（以下「特区」という。）内の一定の要件を満たす劇場等については、避難口誘導灯及び誘導標識について、それらの設置及び維持に係る消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第26条の規定を適用しないことができることとなっている。

今回、これまでの特区内の劇場等における当該特例措置の運営実績及びそれに伴う知見の蓄積を踏まえて検討したところ、防火安全上の支障がないことが認められたため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第28条の2を改正することによって、当該特例措置の全国展開を図ることとした。

2 主な改正内容

令第26条第1項ただし書に規定する「避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるもの」として、規則第28条の2に以下の防火対象物の部分を追加すること。

(1) 避難口誘導灯について

令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の避難階（床面積500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。以下同じ。）で、次のアからウまでに該当するもの。

- ア 客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下同じ。）を2以上有すること。
- イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が20メートル以下であること。
- ウ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

(2) 誘導標識について

令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の避難階で、次のアからウまでに該当するもの。

- ア 客席避難口を2以上有すること。
- イ 客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。
- ウ すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。）が設けられていること。

3 施行期日

公布の日から施行する。